

**第7期新宮町障がい者福祉計画
第3期新宮町障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)**

令和6年11月

福岡県 新宮町

目次

I	計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の背景と趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
II	本町の障害者を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	総人口の推移	
2	障害者手帳所持者の状況	
3	身体障がいのある人の状況	
4	知的障がいのある人の状況	
5	精神障がいのある人の状況	
III	障がい福祉サービスの目標及び見込み量の設定 ・・・・・・・・・・	7
1	障がい福祉サービス事業の見込み量	
2	地域生活支援事業の見込み量	
3	障がい児通所支援事業の見込み量	
4	障がい福祉サービスの概要（参考）	
IV	障がい福祉サービスに係る目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1	施設入所者の地域生活への移行	
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
3	地域生活支援の充実	
4	福祉施設から一般就労への移行等	
5	障がい児支援の提供体制の整備等	
	（1）児童発達支援センターの設置と障がい児の地域社会への 参加・包括の（インクルージョン）推進体制の構築	
	（2）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保	
	（3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置	
6	相談支援体制の充実・強化	
	（1）基幹相談支援センターの設置等	
	（2）協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
V	計画の推進に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1	計画の進行管理	
2	町内団体・近隣市町村等との連携強化	

※本計画中においては、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

I 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成 15 年度から、障がいのある人に必要なサービス内容などを行政が決定する措置制度に代わって、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度に転換されました。平成 18 年 4 月から障害者自立支援法が施行され、身体障がい及び知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた新たな障がい者施策に関する法律が整備されました。そこでは、障害福祉計画の策定が義務付けられ、市町村はサービスの数値目標を設定し、計画に基づく施策の推進が求められています。

本町においても、平成 18 年度に第 1 期障害福祉計画を策定し、以降 3 年ごとに計画を改定しており、計画に基づいて障がいのある人が必要なサービスを受けることができるよう取り組んできました。障がいのある子どもに対する支援については、平成 24 年度施行の改正児童福祉法により、障がい児施設の再編と、障がい児通所支援として放課後等デイサービスなどが創設されました。平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法が改正され、障害福祉サービス等の対象となる障害区分の見直しや、障がいのある人に対する支援の拡充を明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行され、障がいの対象に難病が加わりました。さらに、平成 25 年 6 月には、障害者基本法改正の際に加えられた第 4 条の「差別の禁止」を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、行政機関や事業者、障がいのある人に対する「合理的配慮」を可能な限り提供することが求められるようになりました。この国内の制度改革が行われた後、平成 26 年 2 月には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が、我が国において発効されました。平成 30 年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、改正児童福祉法により、市町村において障害児福祉計画の策定が義務付けられ、令和 4 年度の障害者総合支援法の改正では、障がい者や難病者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会を目指して、地域生活の支援体制の充実が図られるよう施策の推進が求められています。

「第 7 期新宮町障がい福祉計画・第 3 期新宮町障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）」は、障害者総合支援法の基本理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」を実現するため、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号：最終改正 令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援及び障がい児通所支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和 8 年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

2 計画の位置付け

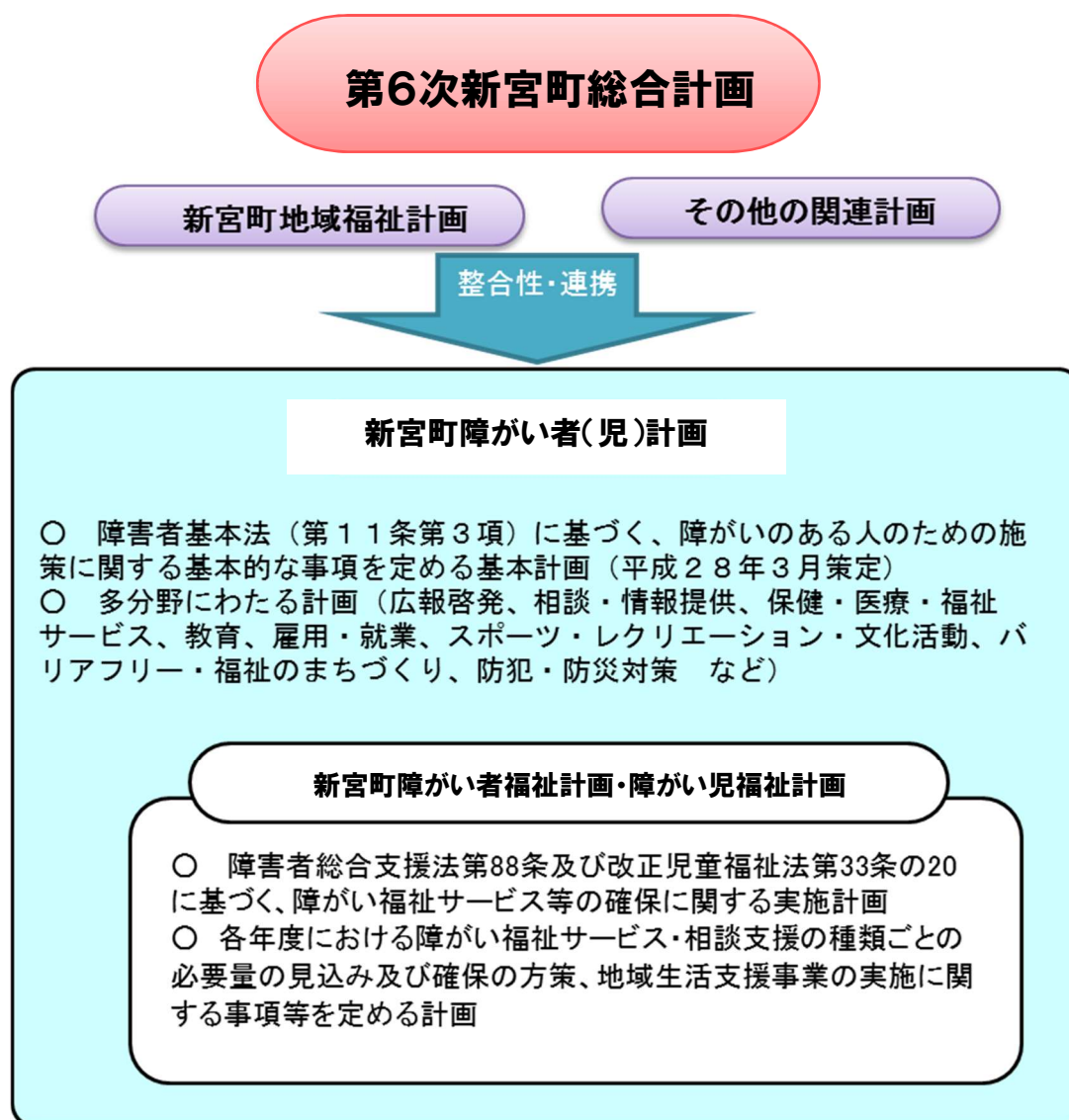
(1) 本計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

障害者基本法に基づく「新宮町障がい者（児）計画」が、新宮町における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は、障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制や、サービスを確保するための方策などを示す事業実施計画として、位置付けられます。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針や「福岡県障害者福祉計画」、また、新宮町の上位計画である「第 6 次新宮町総合計画」との整合を図りつつ、「新宮町障がい者（児）計画」や「新宮町地域福祉計画」との整合を考慮し、連携しながら推進するものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、社会状況の変化や法制度の改正及び関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

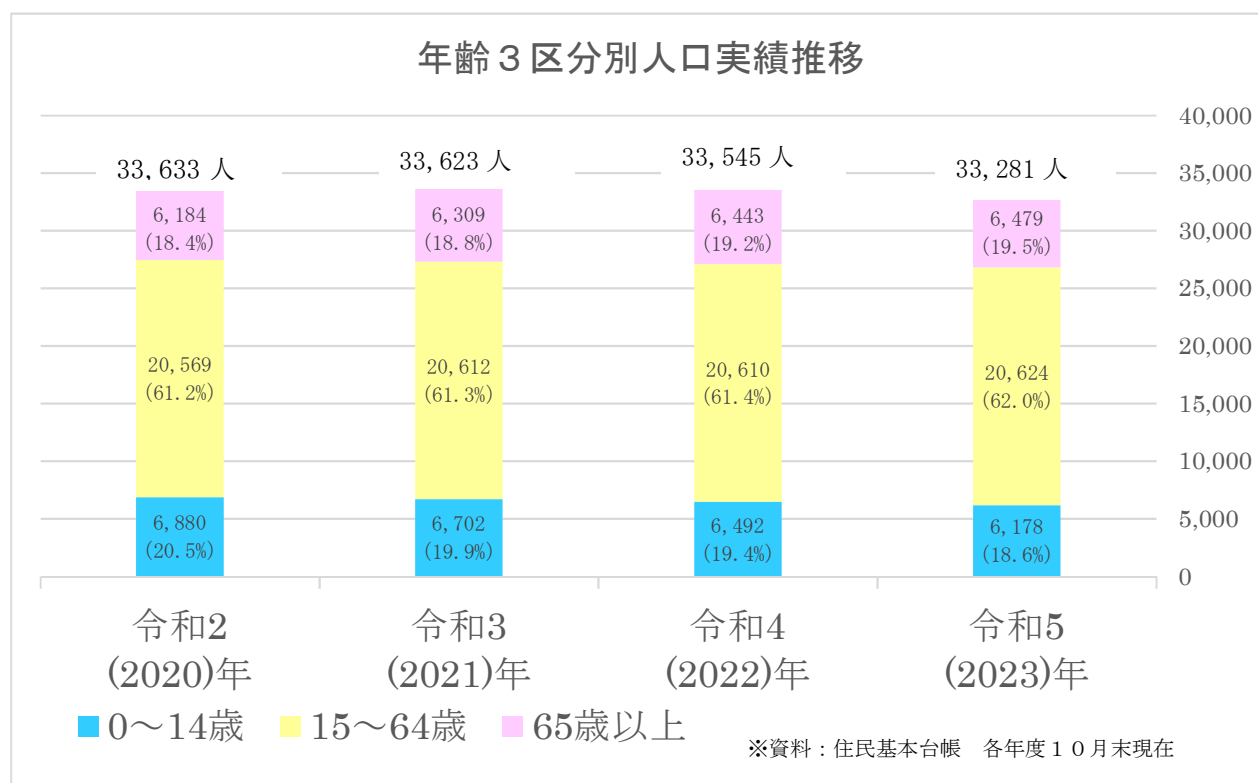
策定スケジュール	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
障がい者（児）計画	現計画					次期計画			
障がい者福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

Ⅱ 本町の障がい者を取り巻く状況

1 総人口の推移

本町の総人口は、増加傾向で推移していましたが、令和3年度から減少に転じており、令和5年度は33,281人となっています。また、年齢3区分でみると、14歳未満人口は令和2年度には人口比率が20.5%であったのが、令和5年度には18.6%と減少しています。

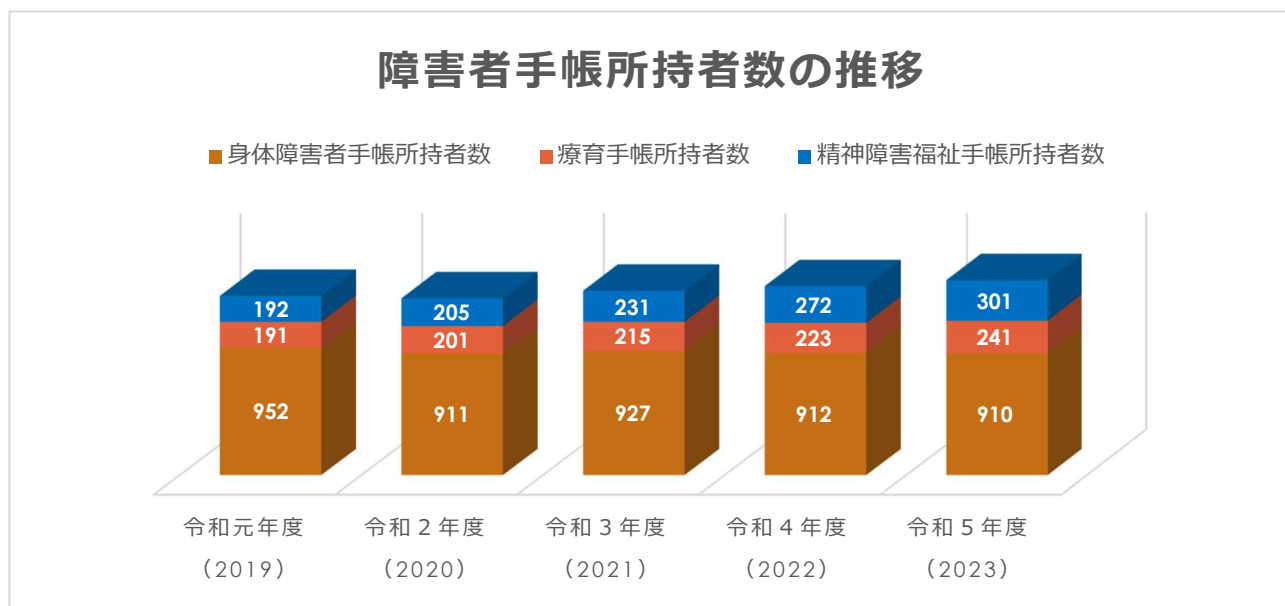
一方、65歳以上の高齢者は年々増加傾向であり、高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）は令和5年度時点で19.5%となっています。



2 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で中でも精神障害者保健福祉手帳所持者数が令和元年度に192人であったものが、令和5年度には301人となっており、109人と特に増加しています。

また、障害者手帳所持者構成比の推移を見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者における構成比が増加傾向であり、令和元年度に14.3%であったものが、令和5年度には20.7%となっています。



障害者手帳所持者数の推移					
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
精神障害福祉手帳所持者数	192	205	231	272	301
療育手帳所持者数	191	201	215	223	241
身体障害者手帳所持者数	952	911	927	912	910
合計	1,335	1,317	1,373	1,407	1,452
障害者手帳所持者構成比の推移					
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
精神障害福祉手帳所持者数	14.4%	15.6%	16.8%	19.4%	20.8%
療育手帳所持者数	14.3%	15.3%	15.7%	15.8%	16.6%
身体障害者手帳所持者数	71.3%	69.2%	67.5%	64.8%	62.7%

※資料：健康福祉課調べ 各年度3月末現在

3 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数の推移をみると、令和元年度に 952 人であったものが、令和 5 年度には 910 人となり、42 人減少しました。

障がい等級別にみると、最も重度である 1 級が最も多く、4 級が続いています。

身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）の推移					
	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
18歳未満	29	29	30	28	33
18歳以上	923	882	897	884	877
合計	952	911	927	912	910

身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移					
	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
1 級	339	333	323	324	338
2 級	165	140	143	142	132
3 級	128	125	127	119	113
4 級	202	197	207	201	199
5 級	51	50	57	57	56
6 級	67	66	70	69	72
合計	952	911	927	912	910

※資料：健康福祉課調べ 各年度 3 月末現在

4 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数の推移をみると、令和元年度に 191 人であったものが、令和 5 年度には 241 人となり、50 人増加しました。

障がい程度別にみると、「A」よりも「B」の手帳所持者の割合が高くなっています。令和 5 年度では、「B」の手帳所持者が 164 人で全体の 68%を占めています。

療育手帳所持者数（年齢区分別）の推移					
	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
18歳未満	91	97	103	116	128
18歳以上	100	104	112	107	113
合計	191	201	215	223	241

療育手帳所持者数（障害の程度別）の推移					
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A	66	67	73	73	77
B	125	134	142	150	164
合計	191	201	215	223	241

※資料：健康福祉課調べ 各年度3月末現在

5 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、令和元年度に192人であったものが、令和5年度には301人となり、109人増加しました。

障がい程度別にみると、2級の手帳所持者の割合が最も高くなっています。令和5年度では、2級の手帳所持者が144人で全体の47.8%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢区分別）の推移					
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
18歳未満	18	20	21	25	32
18歳以上	174	185	210	247	269
合計	192	205	231	272	301

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移					
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1級	14	15	15	13	14
2級	108	124	135	149	144
3級	70	66	81	110	143
合計	192	205	231	272	301

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和元年度に434人であったものが、コロナ感染症対策の影響により一時的に減少しましたが、令和5年度には567人となり、133人増加しました。

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移				
令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
434	276	511	555	567

※資料：福岡県精神保健福祉センター 各年度3月末現在

Ⅲ 障がい福祉サービスの目標及び見込み量の設定

これまでの本町での利用実績から、令和6年度から令和8年度までの障がい福祉サービスの見込み量を推計します。

1 障がい福祉サービス事業の見込み量

サービス種別		単位	6年度	7年度	8年度	
訪問系	居宅介護	時間/月	1,189	1,308	1,439	
		人/月	48	53	58	
	重度訪問介護	時間/月	266	270	540	
		人/月	1	1	2	
	同行援護	時間/月	0	4	8	
		人/月	0	1	1	
	行動援護	時間/月	0	4	8	
		人/月	0	1	1	
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0		
	人/月	0	0	0		
日中活動系	生活介護	人日/月	700	718	735	
		人/月	40	41	42	
		うち 重度障がい者の利用者数	人/月	1	2	2
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	12	23	35	
		人/月	1	2	3	
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	6	12	18	
		人/月	1	2	3	
		うち 精神障がい者の利用人数	人/月	5	5	8
	就労選択支援 ※令和7年度から	人日/月		4	8	
		人/月		1	2	
	就労移行支援	人日/月	163	179	197	
		人/月	12	14	17	
	就労継続支援(A型)	人日/月	525	578	636	
		人/月	29	32	35	
	就労継続支援(B型)	人日/月	1,062	1,189	1,332	
		人/月	58	64	70	
	就労定着支援	人/月	10	14	20	
	療養介護	人/月	3	3	3	
	福祉型短期入所	人日/月	133	213	341	
		人/月	18	23	30	
	うち 重度障がい者の利用者数	人/月	3	3	4	
医療型短期入所	人日/月	14	15	17		
	人/月	7	8	9		
	うち 重度障がい者の利用者数	人/月	5	5	6	
居住系	自立生活援助	人/月	1	1	2	
		うち 精神障がい者の利用人数	人/月	1	2	
	共同生活援助	人/月	34	41	49	
		うち 重度障がい者の利用者数	人/月	1	1	
		うち 精神障がい者の利用人数	人/月	20	24	29
	施設入所支援	人/月	17	17	16	
相談支援	地域相談支援	人/年	0	1	1	
		うち 精神障がい者の利用人数	人/年	0	1	1
	地域相談支援	人/年	0	1	1	
		うち 精神障がい者の利用人数	人/年	0	1	1
	計画相談支援	人/年	531	584	642	

※見込量は1年当たり

2 地域生活支援事業の見込み量

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
相談支援事業	箇所	1	1	1
意思疎通支援事業	人	35	35	32
日常生活用具給付等事業	件	724	738	746
移動支援事業	時間	2,355	2,402	2,426
	人	205	209	211
地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	箇所	1	1	1
日中一時支援事業	人	1	1	1
訪問入浴サービス事業	回数	390	420	420
	(実利用者数:人)	5	5	5

※見込量は1年当たり

3 障がい児通所支援事業の見込み量

サービス種別		単位	6年度	7年度	8年度
障がい児 通所支援	児童発達支援	人日/月	289	303	318
		人/月	45	50	55
	放課後等デイサービス	人日/月	1,693	2,032	2,438
		人/月	166	199	239
	保育所等訪問支援	人日/月	20	24	29
		人/月	14	15	17
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	1	1
		人/月	0	1	1
	医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
障がい児 入所支援	福祉型児童入所支援	人/月	0	0	0
	医療型児童入所支援	人/月	0	0	0
相談支援	障がい児相談支援	人/年	576	634	697

※見込量は1年当たり

4 障がい福祉サービスの概要（参考）

サービス名	サービス内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。
生活介護	常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援 ※令和7年度から実施	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A型）	企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所、医療機関などとの連絡調整などを行うサービスです。
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人などが居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問又は随時通報を受け、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言など援助を行うサービスです。
共同生活援助	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
計画相談支援	サービス利用支援では、障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる態勢を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
意思疎通支援事業	聴覚障がい等のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や手話奉仕員の派遣などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。 【Ⅰ型】専門職員（精神保健福祉等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。 【Ⅱ型】地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
日中一時支援事業	日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人及び障がいのある子どもについて、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス事業	外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭、又はこれに伴う介護を提供します。
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	療育に関する専門職員が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

Ⅳ 障がい福祉サービスに係る目標

1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和 4 年度末時点において福祉施設に入所している 障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、以下の国の指針に基づくことを基本とします。

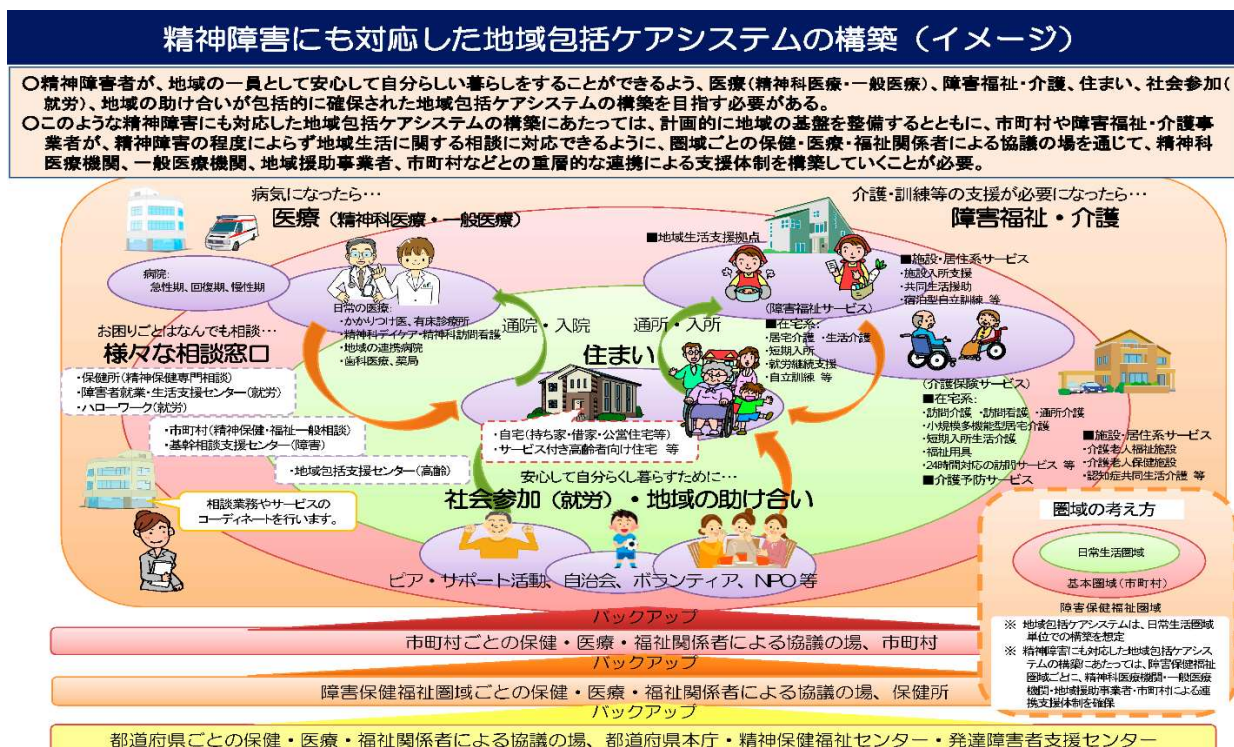
【国の基本指針】

- ① 令和 8 年度末において、令和 4 年度末時点の施設入所者数（A）の 6%以上が地域生活に移行すること。
- ② 令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数（A）から 5%以上を削減すること。

項 目	数値	備考
令和 4 年度末の施設入所者数（A）	74 人	
【目標】 令和 6 年度から令和 8 年度末までの地域移行者数	5 人	（A）の 6%
【目標】 令和 8 年度末の施設入所者削減数	4 人	（A）の 5%

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者を地域で支える環境整備する観点から、地域包括ケアシステムの構築を目指して、既存の関係各機関などと連携し協議を行っていきます。



※資料：厚生労働省

3 地域生活支援の充実

国から、令和8年度末までの間に、各市町において地域生活拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置や緊急時の連絡体制の構築を行い、運用状況を検証及び検討することが求められています。

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入や対応、専門性の確保や地域の体制づくりなど）を有する拠点をいいます。

新宮町では、令和5年度に地域生活拠点機能の1つである、緊急時の受入れ機能について、古賀市と連携して面的整備を行いました。他機能についても、引き続き整備を進めるとともに運用状況の検証や検討を行います。

また、令和8年度末までに強度行動障害を抱えた方への支援ニーズを把握し、支援体制の整備を検討していきます。

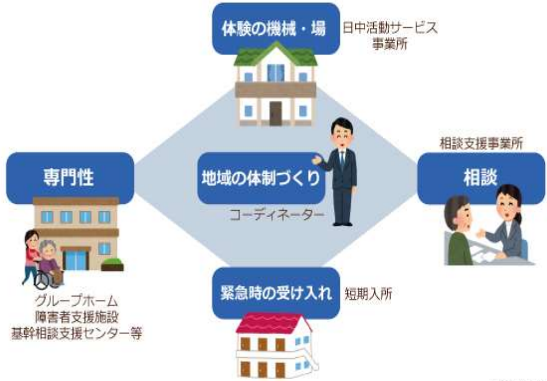
機能強化の整備手法イメージ

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）
多機能拠点整備型



出所：厚生労働省

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）
面的整備型



出所：厚生労働省

※資料：厚生労働省

4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行及び就労の定着促進を目指して、国の指針に基づき、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、以下の国の指針に基づくことを基本とします。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を、令和3年度中の一般就労への移行実績（B）の1.28倍以上とすること。

項 目	数 値	
令和3年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数（B）	15人	
令和8年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数	20人	（B）の1.28倍

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- (1) 児童発達支援センターの設置と障がい児の地域社会への参加・包括の（インクルージョン）推進体制の構築

新宮町は、既に児童発達支援センターが設置されており、地域における中核的な支援施設として、役割を果たしています。また、保育所等訪問支援事業の活用も積極的に行われており、インクルージョンの推進体制も図られています。

- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障がい児の支援については、本町においては児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が既に存在しています。また、近隣市町でも重症心身障がい児を支援する事業所が多数あり、幅広く支援できる体制が確保されています。今後も、この体制が継続できるよう事業所との連携を推進してまいります。

- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和 8 年度までに、圏域及び町内において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

6 相談支援体制の充実・強化

- (1) 基幹相談支援センターの設置等

新宮町は、既に基幹相談支援センターを設置しており、地域における相談体制の充実・強化に努めるとともに、相談支援事業所との連携を強化し、中核機関として機能するよう体制の強化を図ります。

- (2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

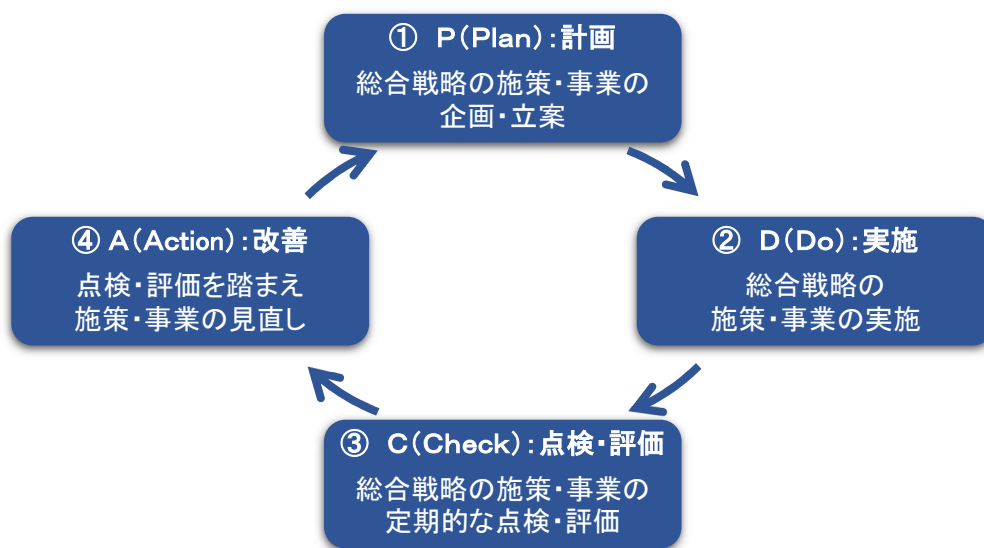
新宮町においては、「福津市・古賀市・新宮町（2市1町）障がい者地域支援ネットワーク協議会」という広域での協議会を設置しており、各市町における社会資本の情報交換や個別事例の部会での検討など体制が確保されています。今後も、この体制が継続できるよう2市1町での協議会を実施してまいります。

V 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

本計画は、町の健康福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

令和8年度の目標に向けて、関係者が連携・共有し、成果目標及び行動指標の明確化や各年度の評価を行うなど、引続き、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）による進捗管理を行い、達成状況を点検します。



2 町内団体・近隣市町村等との連携強化

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など、多数の地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、障がい者福祉施策を円滑に推進するために、福岡県や近隣市町村と協力・連携し、また、福津市・古賀市・新宮町（2市1町）障がい者地域支援ネットワーク協議会と役割分担をしながら、連携して問題解決に取り組んでいくこととします。

令和6年11月

発行：新宮町 健康福祉課

住所：811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

電話：092-962-0239

メール：fukushi@town.shingu.fukuoka.jp